

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年2月15日 定例庁議
開 催 日 時	平成28年2月15日（月） 午前9時14分から 午前11時9分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 大高下水道課長、榎本同課長補佐兼業務係長、松本同課専門員兼下水道管理係長 （担当課2） 益田地域づくり支援課長、堀川同課主幹兼課長補佐、同課同係稲倉主事 （担当課3） 林福祉課長、岩城同課主幹権課長補佐、有馬同課長補佐兼地域福祉係長 （事務局） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任、稲葉秘書課長
会 議 内 容	1 朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例（案） 2 第3次朝霞市防犯推進計画（案） 3 第3期朝霞市地域福祉計画（案） 4 平成28年第1回市議会定例会提出議案
会 議 資 料	・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例制定の経緯及び概要 ・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例 ・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例施行規則（案） ・第3次朝霞市防犯推進計画（案）の概要 ・第3次朝霞市防犯推進計画（案） ・第3期朝霞市地域福祉計画（案）概要版 ・第3期朝霞市地域福祉計画（案）

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

【市長あいさつ】

【議題】

- 1 朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例（案）について

【説明】

（担当課 1：大高）

- ・ 条例を制定する目的は、これまで分担金の徴収については「公共下水道区域外流入事務取扱要綱」に基づき、対応してきたところであるが、区域外流入に係る分担金は、地方自治法第224条に定められている利益を受けるものから徴収することができる。」分担金に該当し、また、同じく地方自治法第228条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されていることから、今回、要綱による運用から条例に基づく運用とするため、条例を制定することとしたものである。
- ・ 「区域外流入受益者分担金」の内容であるが、市街化調整区域に居住する者が、汚水の処理方法を浄化槽ではなく隣接する公共下水道に接続して処理したいとの希望があった場合、申請により区域外流入を許可しているところである。その際、当該土地所有者より下水道整備の費用の一部に充てるため徴収しているものである。
- ・ 条例は全9条からなっており、第1条が「分担金の徴収の趣旨」、第2条が「用語の定義」、第3条が「分担金の賦課及び徴収」、第4条が「分担金の額」1平米あたり1,550円である。第5条は「分担金の徴収方法」納付は原則として一括納付としている。第6条が、「分担金の徴収猶予」、第7条が「分担金の減免」主に公共団体が使用する場合で、受益者負担金条例と同様のものとなっている。第8条が「延滞金と金額の端数処理」、第9条が細目的事項の「規則への委任」を規定している。
- ・ 施行期日は、平成28年4月1日を予定している。
- ・ 近隣市の状況としては、荒川右岸10市3町で申し上げると、要綱での運用が朝霞、入間、ふじみ野、富士見の4市、条例を整備しているところが、川越、所沢、新座、狭山、三芳、川島、吉見の7団体、その他、志木市は区域外流入を認めていないため規定なし、また、和光市は終末処理場があるため、過去に県より迷惑料をもらっていたという経緯があり、そもそも市民に負担金を課していない状況である。

[2月8日の政策調整会議の要旨について]

- ・ 分担金を1,550円に設定している根拠については、旧暫定逆線引き地区の污水管整備費から国庫補助金を除いた市の持ち出し分となる整備費用に、過去に整備した幹線整備費を暫定調整区域の面積で按分して算出した事業費を加えた額を、旧暫定逆線引き地区の面積で割った1平米あたりの工事費が分担金の1,550円となっている

とのことであった。

- ・この金額が一般的に見て高いのか、安いのかとの質問については、荒川流域の10市町では一番高い金額となっている。新座市は1,200円、川越市が690円、所沢市1030円、入間市が925円、ふじみ野市が740円、富士見市が510円、三芳町が400円、川島町が670円、吉見町が650円でとのところであった。
- ・計算式は市で設定できるか否かについては、分担金ではなく、受益者負担金の計算式は設定できるとのこと。国の通達で整備に係る費用の3分の1から5分の1が妥当だとされているが、市では住民の負担軽減として5分の1を採用し310円と設定している。他市は多くは3分の1を採用している。分担金に関しては、1,550円を採用している。
- ・整備が進んでコストが投下されているから高いのか、整備率が高い地区だから高くなるのかとの問いに対し、過去の受益者負担金は安価で、工事費についても安価な時代に整備した単価であり、1,550円については、直近の工事費を元に積算しているので、他の自治体と比べて割高になっていることが理由のひとつと考えられるとのことである。
- ・要綱には区域外の定義として「都市計画法の市街化区域」とされていた部分が、「公共下水道計画の区域外」と変更しているこれは、対象区域について、「受益者負担金条例の負担区として定められた区域以外」としていたが、利用者にとって分かりやすいよう「公共下水道事業計画の区域外」としたものである。
- ・要綱には申請許可に関する条項があったが、今回、許可はあるが申請に関する条項がない。区域外流入の手続きは、下水道法の第24条に基づき朝霞市下水道条例の第20条に規定している。この20条に基づき区域外流入の許可を行っているので、今回の分担金については記載しない判断をしたものである。
- ・第7条の減免の規定について、第2項第3号について、「公共の用に供することを予定している土地」とあるが、第1項の「公用に供している土地」は同じ減免率であるので、まとめることはできないのかとの問いに対しては、第1項は徴収しない規定で、第2項第3号は減免の規定であるため、まとめることはできないとのことであった。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【議題】

2 第3次朝霞市防犯推進計画（案）について

【説明】

(担当課 2 : 益田)

- ・朝霞市防犯推進計画は、朝霞市防犯推進条例第9条において、「市は、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画を策定するものとする」とされ、これに基づき、策定をするものである。この計画は、第1次計画が平成18年度から平成22年度まで、第2次計画が、平成23年度から平成27年度までとされているため、平成28年度からの計画として、第3次計画を策定するものである。
- ・計画の構成は、「第1 計画策定の趣旨」、「第2 計画の基本方針と目標」、「第3 計画の性格」、「第4 計画の内容」の4項目で構成されている。これに、5として、参考資料を加えたものである。
- ・「第1 計画策定の趣旨」であるが、この項目では、「1 計画策定の趣旨」、「2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度」、「3 本市の犯罪情勢とその背景」の3点に言及をしている。
- ・「1 計画策定の趣旨」だが、本計画及びその実施計画に基づき防犯に関する施策を推進した結果、犯罪の発生は減少傾向にある。しかしながら、高齢者を狙った振り込め詐欺などは、その手口をますます複雑巧妙化させ、件数、被害金額ともに増加の傾向にある。子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為も全体の件数から見ると少ないが、依然として発生をしており、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者や警察等の関係団体等が一体となり、防犯に関する活動を強力に展開していくことが必要であるとし、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりをより一層推進するため、平成28年度から32年度までを計画期間とする本計画を策定するものである。
- ・「2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度」であるが、平成26年2月の市民意識調査では、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は全32項目中第6位、重要度は第12位であり、市民の要望に応えるためにも、引き続き防犯施策を推進するとしたものである。
- ・「3 本市の犯罪情勢とその背景」だが、本市の刑法犯認知件数は、平成22年には、1,691件であったものが、平成26年には1,385件となっており、また、人口1,000人当たりの発生件数では、13.09件から10.47件へと減少傾向にある。これは、本計画に基づき、市、市民、事業者、警察など、関係機関との連携により、各種防犯施策に取り組んだことが、少なからず影響しているものと考えられる。しかしながら、その一方で、振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪や、子どもを狙った声掛け事案、不審者の出没などの犯罪前兆行為が増加傾向にあり、引き続き、取組が必要であるとしたものである。
- ・第2「計画の基本方針と目標」であるが、この項目では、「1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進」、「2 推進体制の整備」、「3 数値目標の設定」の3項目を掲げている。
- ・「1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進」だが、安全で安心なまちを築いていくために、犯罪件数の大部分を占める該当犯罪や侵入盗などのほか、高齢者を狙った

振り込め詐欺、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪前兆行為、犯罪の温床となるおそれのある管理不全な空き家等の増加等を防止するためには、地域が一体となって活動することが必要である。そのために、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせる「領域性」、犯罪を思い止まらせる「監視性」、犯罪に対する抵抗力を強化する「抵抗性」をそれぞれ高めて、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進することとしている。

- ・「2 推進体制の整備」であるが、市、市民、事業者、土地建物所有者及び警察やその他関係団体がお互いに連携し、一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を整備することとしており、具体的には、朝霞市防犯推進条例第11条に基づき、朝霞市防犯推進計画会議において、本計画の策定及び計画の進捗状況等の検証を行うこととしている。
- ・「3 数値目標の設定」であるが、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた「第3次朝霞市防犯推進計画実施計画」において、年度ごとに目標数値を設定することとした。また、この目標は、計画期間中であっても、社会情勢等の変化により必要が生じた場合は、適宜、見直すこととした。
- ・「第3 計画の性格」だが、ここでは、本計画は、防犯に関する施策の大綱を定めたものであること、また、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とし、さらに、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた実施計画を、別途、策定することとした。
- ・「第4 計画の内容」だが、ここでは、「1 市の取組」、「2 市民の取組」、「3 事業者等の取組」について、言及をしている。
- ・「1 市の取組」だが、(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚、(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援、(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築、(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保、(5) パトロールの実施、(6) 推進体制の整備、の6項目に取り組むこととし、また、各項目に位置付けられた取組内容が、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりにおける、領域性、監視性、抵抗性のどの部分を高めるための取組なのかについて記載をしている。
- ・「2 市民の取組」であるが、(1) 防犯に関する意識の高揚、(2) 自主的な防犯活動の2項目に取り組むこととしている。内容としては、日頃から防犯意識を持って行動することが必要であり、自分たちの安全は自分たちで守るという認識を持ち、市民一人ひとりが防犯に関する意識を高めていくことが大切であるとしている。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺が依然として増加し、その手口も巧妙化、複雑化している現状を踏まえ、高齢者やその家族に対し、犯罪予防知識の向上を図ることとしている。
- ・「3 事業者等の取組」であるが、(1) 防犯に関する意識の高揚、(2) 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策に取り組むこととしている。これは、事業者においては、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、防犯に関する意識を高め、自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、住民活動への積極的な参加や市との協働について取り組むこととしている。

- ・参考資料としては、「第3次朝霞市防犯推進計画（案）」の22頁以降になるが、朝霞市防犯推進条例、朝霞市防犯推進計画会議委員名簿、朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱、本計画の策定経過を掲載している。
- ・補足の説明となるが、朝霞市防犯推進計画会議だが、市が関係する団体から推薦された者11名、関係行政機関の職員2名、及び公募市民2名の合計15名により構成され、本計画の策定に向け、計画の素案、原案及び計画案の内容等の検討のため、会議を3回行った。
- ・庁内の関係13課の課長補佐級職員により構成された「朝霞市防犯推進庁内連絡会議」を3回開催し、防犯推進計画会議へ提出する内容等について検討を行った。
- ・このほか、パブリックコメントを平成27年9月18日から10月19日までの1ヶ月間実施し、1件の意見をいただいた。また、職員コメントは4件の意見をいただいた。

[2月8日の政策調整会議の要旨について]

- ・数値目標について「別途策定する『第3次朝霞市防犯推進計画実施計画』において年度ごとに設定し」とあるが検討状況について、年度ごとの設定とは実施計画を策定の際に5年分の設定をするのかとの問いについては、平成28年度の初めに設定する予定であり、数値目標は、目標年次32年度の数値目標と現状の数値、3年後との目標値をとりまとめて掲載する予定である。
- ・「警察やその他の関係団体」「警察やその他関係機関の連携」とあるが、同じものを指すのであれば表現を統一する必要があるのではないかと指摘に対し、文言を精査したうえでどちらかに統一する。
- ・「学校等の防犯対策」の「等」はどの範囲を指すかとの問いに対しては、学校内外、保育園、幼稚園を含めたものであるとの説明であった。
- ・自転車盗対策に特化した項目があるが、それは、自転車盗が犯罪件数で最多であるため、このように位置付けたものであるとの説明であった。
- ・防犯カメラについては、学校の防犯カメラを推進するとの記載だが、検討された結果ということかとの問いに対しては、学校施設の監視性を高める意味で、さらに進めていくものである。また、通学路は広範囲に渡り、計画には位置付けてはいないが、町内会・自治会の防犯カメラについては、補助金としての支援を考えているとのことであった。
- ・第2次防犯推進計画との違いについては、数値目標を実施計画で定めることとしている点、振り込め詐欺など犯罪の手口が複雑化巧妙化していることを踏まえた点、子どもへの声かけ事案など犯罪につながるような前兆行為を未然に防ぐ必要性を踏まえた点、空き家の適正管理の促進に関する法律や条例の施行に伴い第3次の計画にも位置付けている点の4つが2次との違いであるとの説明であった。
- ・防犯に関連する条例、防犯条例や空き家条例というすでに行われている市の取組が記載されていないとの指摘に対しては、その点についても記載するよう検討するとのことであった。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【議題】

3 第3期朝霞市地域福祉計画（案）について

【説明】

(担当課3：林)

- ・第2期朝霞市地域福祉計画の計画期間が本年度をもって終了することから、平成28年度から32年度までの5か年を計画期間とする第3期朝霞市地域福祉計画を検討してきた。朝霞市地域福祉計画策定委員会等において審議し、計画の策定が終了し、計画書（案）の提出が行われたところである。
- ・策定にあたっては、18歳以上の市民、小学校4年生以上18歳未満の市民、地域で活動する団体、福祉関係の専門職の方などにアンケートを実施し、地域福祉における課題などを把握するとともに、パブリックコメント1件、職員コメント25件の意見をいただき、朝霞市地域福祉計画進行管理委員会の意見を伺いながら、朝霞市地域福祉計画策定委員会等において、審議し検討を重ね、この度の計画書（案）の提出に至ったもの。
- ・政策調整会議の指摘を受けて修正した点は、社会福祉協議会の記載について、朝霞市社会福祉協議会（以降は、市社会福祉協議会とする。）とした点、自転車駐輪場を自転車駐車場に改めた点である。
- ・第3期地域福祉計画は、全5章による構成となっている。第1章で計画の基本的な考え方、第2章で統計やアンケートから見る市の現状、第3章で基本理念と基本目標、第4章で目標ごとの内容、第5章で計画の推進について述べている。
- ・第1章総論では、計画策定の背景や地域福祉についての説明、計画の概要や社会福祉協議会との連携についての記述となる。今回の策定のポイントは、朝霞市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を重視している点である。また、第2期朝霞市地域福祉計画進行管理委員会での審議の内容や中間報告書について触れ、第3期計画への引継ぎを行っている。なお、第3期朝霞市地域福祉計画では、新たに盛り込むべき事項が3点ある。一つ目が「地域包括ケアシステム」、二つ目が「避難行動要支援者名簿」、三つ目が「生活困窮者自立支援法に基づく支援」となっている。
- ・コラムとして、平成25年度から実施している「地域福祉講演会」についての記述をしている。このあとにもコラムとして、団体の活動事例などを紹介している。

- ・第2章として、市の現状と課題について示している。統計から見る市の状況として、人口や地域で支援を必要とする人の状況、地域の状況などを記述している。
- ・23頁からはアンケート・ヒアリング調査に見る市の現状を記載している。こちらでは、市民の近所付き合いや地域での課題、地域活動などについて、29頁まで記述し、30頁からは福祉専門職への記述形式のアンケートをもとに、専門職の立場から見た課題についてまとめている。33頁からは、市内の地域団体へのアンケートに回答いただいた団体を対象にヒアリングを実施した結果を元に、活動を行う上で困っていることや現在の活動状況などについて記述している。
- ・37頁からは、朝霞市社会福祉協議会が主体となって実施した地域懇談会についての記述となる。こちらでは、市民を対象に、生活の中で感じていることや地域の課題を把握するとともに、それらに対する解決策や方向性について意見を伺った内容を記載している。
- ・39頁であるが、ここでは14頁から38頁までの市の現状や課題を踏まえ、整理したものを記述している。ここで挙げた分類が、基本目標や施策の方向性につながるという構成となっている。
- ・第3章として、市の基本理念と、計画の基本目標を記載している。本来は、計画の基本理念とするものとなるが、地域福祉の特性上、市だけでなく、市民、地域とともに進めていくこととなるので、同時期に作成する朝霞市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と同じ方向を目指して地域福祉を推進していくことから、市の基本理念としているところである。基本理念については、「地域福祉活動計画」の基本理念と共通のものとしている。
- ・49頁では、3つの基本目標を設定している。こちらも、社会福祉協議会と共通の目標としている。また、前章の課題で整理した項目と一致するものとしている。
- ・51頁では、施策の体系について示し、52頁では、54頁以降の、第4章施策の展開の頁の構成とその見方を説明している。
- ・第4章として、施策の方向性ごとに見開きの頁としている。それぞれの施策の方向性については、構成を、「現状と課題」から始まり、「施策の目指す姿」、「取り組みの方向性」、「市民一人ひとりの取り組み」、「地域での取り組み」、「市や関係機関による取り組み」としており、取り組み内容について例示する形での記述となっている。
- ・第5章として、地域福祉計画の推進に向けての方向性や取組などを記述している。
- ・資料編として、92頁以降から104頁まで、策定経過、策定体制、用語解説などを示している。
- ・本計画書は、3月に委員及び関係各課長へ配付する予定としている。

[2月8日の政策調整会議の要旨について]

- ・本計画書において関係の深い、社会福祉協議会の策定した「第3期朝霞市地域福祉活動計画」についてはどこで入手することはできるかとの問いに対しては、社会福祉協議会のホームページ上で掲載されるとのことであった。
- ・「3 地域の状況」の自治会・町内会加入世帯と加入率の推移であるが、平成27年が

ないこと理由として、加入率については、平成27年のデータは年度が終了し補助金の交付がされないと率が出せないために記載していないとの説明であった。

- ・計画期間について、第4次の計画期間が表記されているが必要があるかとの問いについては、第3次以降も継続して策定するとの考えにより記載したものとことであった。
- ・都市基盤に関する取組が記載されているが、福祉部の考え方や、都市基盤に関して配慮する点などについて教えていただきたいとの意見については、第5次総合計画を念頭において、分野を跨いで施策の推進していく必要がある。今後、都市建設の分野とも連携して進めていく考えで協議していきたいとの回答であった。
- ・現状と課題に度々、道路照明灯・防犯灯の必要性が記載されているが、取組として記載しなくて良いかとの問いに対しては、計画策定に当たって検討委員会を開催してきたが、現状と課題については市民の生の声をまとめたものとし、方向性として示したものであるとして理解してほしいとの回答であった。さらに、課題がかなり具体的であるので、方向性がそれに対応している必要があるのではとの意見に対しては、地域福祉計画は個々の実施計画を作るものではないこと、具体的な取組ではなく、全体的な方向性を定めて施策を推進していく性質のものであるとの説明であった。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【議題】

4 平成28年第1回市議会定例会提出議案について
議案第4号 平成28年度朝霞市一般会計予算について

【説明】

(上野総務部長)

- ・第1条の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ382億5,000万円で、平成27年度当初予算に比べて、13億円、3.5%の増となっている。第2条の継続費については、8頁に掲載しているが、「市民会館耐震化事業」をはじめ、6事業を設定している。第3条の債務負担行為については、10頁に掲載しているが、「高齢者住宅整備資金利子補給補助」など、7件の設定をするものである。第4条の地方債については、12頁に掲載しているが、「庁舎施設耐震化事業」など14件について地方債を起す予定で計上している。
- ・歳入については、第1款の市税は、前年度比0.9%増の212億670万1,000円を計上している。第2款から第8款及び第10款については、平成26

年度決算額、今年度の伸びや地方財政計画の伸び率、県の推計などにより算定している。第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、平成27年度の実績に基づき計上している。第11款の地方交付税については、普通交付税は、平成27年度交付額を考慮して積算した額に地方財政計画における前年度比0.3%減を乗じて得た額を計上している。特別交付税については、3年間の交付実績に基づき計上している。これらを合わせた結果、前年度比8.2%増の4億4,900万円を計上している。第13款の分担金及び負担金については、保育園入園児童保護者負担金現年分が減額となっており、全体で4.7%減の8億8,571万9,000円を計上している。第14款の使用料及び手数料については、前年度比1.6%増の7億4,600万1,000円を計上している。第15款の国庫支出金については、前年度比5.7%増の65億82万3,000円を計上している。増額の要因としては、国庫負担金については、児童福祉費負担金など民生費国庫負担金が増額の要因となっている。国庫補助金については、臨時福祉給付金などが減額となっているが、子ども・子育て支援交付金や、土木費関係の交付金が増額になったため、全体では増額となっている。第16款の県支出金については、前年度比3.3%増の22億6,816万3,000円を計上している。増額の要因としては、保育対策等促進事業費補助金、選挙費委託金などが減額している一方、施設型給付負担金などが増額となっているほか、新たに延長保育事業費補助金などが計上されているため全体では増額となっている。第17款の財産収入については、前年度比38.5%減の4,868万3,000円を計上している。第19款の繰入金については、科目設定として4,000円を計上している。第20款の繰越金については、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。第21款の諸収入については、前年度比4.8%増の10億6,419万1,000円を計上している。第22款の市債については、前年度比3.7%増の19億980万円を計上している。

・歳出については、第1款の議会費については、前年度比7.1%減の2億8,816万3,000円を計上している。第2款の総務費については、前年度比1.4%増の49億4,848万5,000円を計上している。第3款の民生費については、前年度比5.7%増の190億7,267万8,000円を計上している。第4款の衛生費については、前年度比2.9%増の28億5,566万8,000円を計上している。第5款の労働費については、前年度比1.1%減の145万4,000円を計上している。第6款の農林水産業費については、前年度比3.6%減の7,093万6,000円を計上している。第7款の商工費については、前年度比2.6%減の2億4,050万2,000円を計上している。第8款の土木費については、前年度比9.7%増の27億6,813万6,000円を計上している。第9款の消防費については、前年度比0.8%減の13億439万9,000円を計上している。第10款の教育費については、前年度比1.3%減の36億7,199万4,000円を計上している。第11款の公債費については、前年度比1.2%減の29億7,157万2,000円を計上している。第12款の諸支出金については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、601万3,000円を計上している。

第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第5号 平成28年度 朝霞市国民健康保険特別会計予算について

【説明】

(薮塚健康づくり部長)

- ・平成28年度の朝霞市国民健康保険特別会計予算の総額は、137億2,764万1,000円で前年度と比較して0.4%の増となっている。
- ・歳入の主な概要について、第1款 国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者の現年課税分と滞納繰越分の合計で、31億6,342万9,000円を見込み、前年度予算と比較すると、5.7%の減となっている。なお、平成28年度は税率等の改正は行っていない。第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金は、一般被保険者の医療費等にかかる国の定率負担分の療養給付費等負担金などで、23億6,788万6,000円を、第2項 国庫補助金は、財政調整交付金3億2,586万2,000円を計上し、国庫支出金の合計額で、前年度と比較し、1.5%の増となっている。第4款 療養給付費等交付金は、退職被保険者分の医療費等にかかる交付金で、3億1,335万4,000円を計上し、前年度と比較し、11.0%の減となっている。第5款 前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者の割合に係る不均衡を調整するための交付金で、24億7,762万円を計上しており、前年度と比較し、4.9%の増となっている。第6款 県支出金は、第1項 県負担金として、高額医療費共同事業負担金など9,250万円のほか、第2項 県補助金では、一般被保険者における療養給付費などにかかる財政調整交付金など6億636万2万4,000円を計上し、県支出金合計で1.6%の増となっている。第7款 共同事業交付金は、県を一つとした再保険制度の交付金で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合計で、31億6,220万1,000円を計上し、前年度と比較し、0.7%の増となっている。第9款 繰入金は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、事務費繰入金などのほか、いわゆる赤字補填分として、その他繰入金は前年同額の5億1,000万円を計上し、合計額では、10億554万5,000円で、前年度と比較し、13.4%の増となっている。第10款 繰越金では、その他繰越金として、前年度繰越金を1億円計上している。
- ・主な歳出であるが、第1款 総務費は、第1項 総務管理費、第2項 徴税费、第3項 運営協議会費の合計で、4,634万2,000円を計上している。第2款 保険給付費は、第1項の療養諸費は、一般、退職の被保険者に対する療養諸費支給事業として、69億244万2万9,000円を計上し、第2項の高額療養費では、高額療

養費支給事業などで、22頁に移り9億4671万7,000円計上したほか、第3項の移送費、第4項の出産育児諸費及び第5項の葬祭諸費をそれぞれ計上し、保険給付費の合計は、79億4,242万9,000円で、歳出総額の57.9%を占めており、前年度と比較しますと、2.9%の増となっている。第3款 後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度に対する支援金などで、16億3,485万9,000円を計上し、前年度と比較して4.5%の減となっている。第6款 介護納付金は、介護保険制度を支える納付金で5億4,858万6,000円を計上し、前年度と比較して15.7%の減となっている。第7款 共同事業拠出金は、県を一つとした再保険制度の拠出金で、高額医療費及び保険財政共同安定化事業などの拠出金分として、33億4,719万7,000円を計上しており、前年度と比較して0.2%の減となっている。第8款 保健事業費は、第1項 特定健康診査等事業費が1億1842万円、第2項 保健事業費は、人間ドック費用など6,512万3,000円を計上している。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第6号 平成28年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算について

【説明】

(澤田都市建設部長)

- ・平成28年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ19億59万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、5.4%の減となっている。
- ・第2 水洗便所改造資金融資あっせん制度に伴う損失補償及び利子補給補助について提案したい。
- ・第3 地方債については、
- ・歳入であるが、分担金及び負担金3,046万4,000円は、下水道事業受益者分担金等で、使用料及び手数料8億7,683万9,000円は、下水道使用料等である。国庫支出金1億3,850万円は、下水道事業費国庫補助金で、繰入金4億1,489万円は、一般会計からの繰入金で、繰越金2,000万円は、前年度繰越金である。諸収入100万6,000円は、融資預託金返還金等で、市債4億1,890万円は、下水道事業債の借入を見込んだものである。
- ・次に、歳出であるが、下水道総務費の一般管理費1億9,588万8,000円は、職員12人分の人件費、事務経費のほか、水洗便所改造資金融資預託金、料金徴収業務委託料等を計上したものである。第2款 下水道事業費13億9,382万2,000円のうち、第1目 汚水維持管理費は、汚水設備のポンプ場の管理委託料な

どを含め、7, 255万3, 000円を計上している。第2目 雨水維持管理費については、需用費の光熱水費、施設等修繕料、田子山水路費負担金等を含め5, 890万5, 000円を計上したものである。第3目 汚水建設費については、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事費などを計上し、1億254万9, 000円である。第4目 雨水建設費については、雨水管線整備のほか雨水排水緊急改善対策工事費を計上し、5億3, 497万5, 000円である。第5目 流域下水道事業費については、荒川右岸流域下水道維持管理負担金及び荒川右岸流域下水道事業費負担金を合わせ、6億2, 484万円を計上している。第3款 公債費については、3億588万9, 000円であるが、下水道事業債の元利償還金である。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・議題1の下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例は、予算に影響がないのか。

(澤田都市建設部長)

- ・下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例は、要綱で規定していたものを条例で制定するもので、負担する金額等の変更はない。そのため、予算にも影響はない。

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第7号 平成28年度朝霞市介護保険特別会計予算について

【説明】

(薮塚健康づくり部長)

- ・平成28年度の朝霞市介護保険特別会計予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ58億9, 844万5, 000円で前年度予算と比較して2.3%の増となっている。
- ・歳入の主な概要について、第1款 保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料として、13億9, 746万5, 000円で、前年度と比較して1.3%の増を見込んでいる。なお、保険料率等の改正はない。第3款 国庫支出金は、介護給付費に係る国の負担等で、第1項 負担金と、第2項 補助金を合わせ、11億6, 342万8, 000円で、前年度と比較して1.5%の減となっている。第4款 支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、40歳から64歳の方の介護給付費交付金などで、15億9, 672万7, 000円を計上し、前年度と比較して2.1%の増となっている。第5款 県支出金は、第1項 負担金と、10頁に渡って第2項 補助金を合わせ、8億5, 839万円で、前年度と比較して3.0%の増となっている。第7款 繰入金は、第1項 一般会計及び第2項 基金からの繰入金で、合わせて、8億8, 232万8, 000円を見込み、前年度と比較して9.4%の増となっている。
- ・次に、歳出の主な概要であるが、第1款 総務費は、第1項 総務管理費、第2項 徴税費、第3項 介護認定審査会費及び趣旨普及費の合計で、9, 749万

1,000円で、前年度と比較して1.2%の増となっている。第2款 保険給付費は、歳出総額の96.2%を占めているが、総額で、56億7,673万1,000円で、前年度と比較して2.1%の増となっている。そのうち主なものとしては、第1項 介護サービス等諸費、49億8,264万7,000円、第2項 介護予防サービス等諸費、3億6,786万3,000円、第5項 特定入所者介護サービス等費2億369万8,000円などを計上している。第3款 地域支援事業費は、第1項 介護予防事業2586万6,000円及び、第2項 包括的支援事業・任意事業9564万7,000円で、合計1億2,151万3,000円を計上し、前年度と比較して15.6%の増となっている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第8号 平成28年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

【説明】

(薮塚健康づくり部長)

- ・歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,826万6,000円で、前年度と比較して、7.9%の増となっている。
- ・歳入については、第1款 後期高齢者医療保険料を、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、9億9,124万6,000円を見込んでおり、歳入総額の84.1%を占め、前年度と比較して7.3%の増となっている。第2款 繰入金は、保険基盤安定繰入金など、合計で1億8,321万8,000円を計上しており、前年度と比較して、10.7%の増となっている。そのほか、繰越金、諸収入で、380万2,000円となっている。
- ・次に、歳出について、第1款 総務費は、第1項 総務管理費及び第2項 徴収費の合計で、1,367万円を計上し、前年度と比較して、6.5%の増となっている。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と、保険基盤安定繰入金を合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので11億5,989万4,000円を計上し、前年度と比較して7.9%の増である。このほか、第3款 諸支出金及び第4款 予備費を合わせ470万2,000円となっている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第9号 平成28年度朝霞市水道事業会計予算

【説明】

(佐藤水道部長)

- ・ 予算書2頁の第2条、予算の予定量は、総水戸数6万1,600戸、年間総給水量1,551万2,500m³、1日平均給水量は、4万2,500m³を見込んでいる。
- ・ 主要な建設改良事業については、水道施設耐震化事業で、2億8,050万9,000円、老朽管更新事業2億2,048万2,000円、電気設備更新事業で、3億7,552万9,000円をそれぞれ計上している。次に第3条収益的収入及び支出については、まず収入の第1款事業収益は、22億8,496万1,000円、前年の当初予算と比較すると0.2%の増となっている。収入の主なもの、第1項営業収益は収入総額の82.6%を占める水道料金が18億8,721万3,000円で、第2項営業外収益では、水道利用加入金が2億397万3,000円となっている。
- ・ 支出の第1款事業費は、20億4,904万3,000円、前年の当初予算と比較すると、2.4%の減となっている。支出の主なものとして、第1項営業費用では、支出総額の35.4%を占める県水受水費が7億2,454万6,000円で県水の受水率は前年度と同様に、年間総給水量の70%を予定している。次に第2項営業外費用では、企業債の支払利息1億4,012万8,000円である。なお、収入から支出を差し引いた本年の純利益は、税込で、2億3,591万8,000円を見込んでいる。第4条、資本的収入及び支出は、まず収入の第1款資本的収入は、8億1,086万2,000円で、前年度当初予算と比較して、17.8%の減となっている。収入の主なものとして、第1項企業債としては、水道施設等の大量更新等に対応するため、8億500万円を計上している。
- ・ 支出の第1款資本的支出では、15億6,271万8,000円で前年度当初予算と比較すると、14.7%の減となっている。これについては、平成26年度、平成27年度の二か年の継続事業で実施した泉水浄水場の着水井更新工事が終了したため減額となった。支出の主なものとしては、第1項建設改良費では、導配水管耐震化事業や、水圧不足改善事業、老朽管更新事業にかかる施設替え工事や舗装復旧事業を始め、泉水浄水場及び岡浄水場の配水ポンプ制御設備工事などとなっている。第2項企業債償還金では、3億9,744万6,000円を計上している。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億5,185万6,000円については、今年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、今年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんする。第5条の継続費については、泉水浄水場及び岡浄水場の配水ポンプ制御設備更新事業として、2か年の継続費を設定している。
- ・ 第6条、企業債については、水道施設耐震化事業で2億5,400万円、老朽管更新事業で2億400万円、電気設備更新事業で、3億4,700万円、合わせて8億500万円を企業債の発行限度額としている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第10号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算

【説明】

(上野総務部長)

- ・ 予算書1頁、補正額は歳入歳出ともに、10億8,308万1,000円を増額し、累計額は、390億7,811万1,000円となっている。第2条の継続費の補正については、6頁に掲載しているが、ごみ処理施設整備計画策定事業や生涯学習計画策定事業について、総額及び年割額を変更するものである。
- ・ 第3条の繰越明許費については、8頁に掲載しているが、高齢者支援臨時福祉給付金給付事業など9事業である。
- ・ 第4条の債務負担行為補正については、10頁に掲載している。放課後児童クラブ指定管理料について、受入児童数の拡大に伴う職員の増により、債務負担限度額に不足が生じるため補正するものである。
- ・ 第5条の地方債補正については、12頁に掲載してあるが、新たに情報セキュリティ強化対策事業を追加するほか、庁舎施設耐震化事業、道路改良事業や宮戸橋耐震補強等負担事業の借入額の変更を行うものである。
- ・ 歳入については、第2款の地方贈与税、第3款の利子割交付金、第4款の配当割交付金、第6款地方消費税交付金、及び第8款自動車取得税交付金については、交付実績により積算をした決算見込み額に基づき補正するものである。第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したため、418万1,000円増額している。第13款分担金及び負担金は実績に伴い、保育園入園事業補助負担金を8,141万7,000円減額している。第14款使用料及び手数料は屋根貸太陽光発電事業を第10小学校で実施することにより、行政財産使用料を3万3,000円増額している。第15款国庫支出金は実績に伴う補正のほかに、国の補正案で創出された年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金や地方創生加速化交付金を新たに計上することにより、5億7,468万4,000円を増額している。第16款県支出金は、新たに延長保育事業補助金や保育士試験受験手数料補助金を計上しているが、実績に伴う補正により、3,929万円の減となっている。第17款の財産収入は、自動販売機用敷地貸付料を減額する一方、財政調整基金利子などの預金利子を増額することにより、129万6,000円増額している。第18款の寄付金は、民生費寄付金など12件の受け入れを行っている。第21款の諸収入は、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金清算金などを新たに計上することにより、2,887万2,000円増額している。第22款の市債は、道路改良事業債を減額する一方、宮戸橋耐震補強等負担事業債などを増額するほか、情報セキュリティ強化対策事業債を新たに計上することにより、2,240万円増額している。
- ・ 次に歳出については、16頁、各款における人件費補正については、職員などの給与

改定などに伴う補正額を計上している。総務費については、実績に伴う補正のほか、財政調整基金積立金や地方公共団体情報システム機構負担金の増額、新たに市民会館の空気調和設備改修工事を計上することにより、3億2,200万9,000円の増額となっている。民生費については、実績に伴う補正のほか、高齢者支援臨時福祉給付金を新たに計上することにより、6億4,104万9,000円増額している。衛生費については、実績に伴う補正で、1億165万円増額している。商工費については、中小企業融資利子補給補助金などを増額することにより759万4,000円増額している。土木費については、実績に伴う補正のほか、国の補正予算を活用する朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化事業の交通社会実験検証委託料を新たに計上することにより567万2,000円を増額している。教育費については、実績に伴う補正で、414万1,000円の増額となっている。諸支出金は、土地開発基金繰出金を19万4,000円増額している。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第11号 平成27年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算

【説明】

(薮塚健康づくり部長)

- ・今回の補正額は、歳入歳出をそれぞれ1億7,343万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億7,120万7,000円とするものである。
- ・歳入については、第1款国民健康保険税については、決算見込みにより、一般被保険者及び退職被保険者にかかるものを合わせ、9,749万5,000円を減額する。第3款国庫支出金については第1項国庫負担金の療養給付費等負担金を、算定基礎などの変更に伴い、1,507万3,000円増額し、高額医療費共同事業費負担金を、515万8,000円、及び特定健康診査等負担金を、90万7,000円、実績によりそれぞれ減額するものである。第4款療養給付費等交付金については、退職被保険者等に係る医療費交付金で、決定通知により、6,947万4,000円を減額するものである。第6款県支出金については、実績により、第1項県負担金の高額医療費共同事業費負担金及び、10頁の特定健康診査等負担金を合計で、570万円を減額するものである。第2項県補助金の財政調整交付金は、歳出の保険給付費の減額に伴い、9,276万7,000円を減額する。第7款共同事業交付金は、実績により、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を、8,548万6,000円増額するものである。第9款繰入金の一般会計繰入金については、実績により、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分を増額、

財政安定化支援事業繰入金を減額し、合計で250万9,000円を減額する。

- ・歳出について、第2款 保険給付費については、今年度の医療費の動向を勘案し、第1項 療養諸費は、一般及び退職被保険者分の療養給付費、一般被保険者分の療養費を合わせ、2億756万2,000円を減額し、第2項 高額療養費では、一般及び退職被保険者分の高額療養費で、5,227万4,000円を増額する。第7款 共同事業費拠出金は、国保連合会からの決定通知により、高額医療費共同事業拠出金を、2,063万4,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を6,798万円、合計で8,861万4,000円を減額するものでございます。第8款 保健事業費は、第1項 特定健康診査等事業費は、実績により、特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料を519万9,000円減額するものでございます。第2項 保健事業費は、実績により、人間ドックに係る委託料を1,718万1,000円、生活習慣病重症化予防対策共同事業負担金を771万2,000円、それぞれ減額するものである。第9款 基金積立金は、今回の補正による、歳入超過、及び、基金積立金利子が見込まれるため、保険給付費支払基金等積立事業を1億5,000円増額し積み立てるものである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第12号 平成27年度朝霞市都市計画下水道事業特別会計補正予算

【説明】

(澤田都市建設部長)

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、71万1,000円の増額で、これを含めた累計額は、20億2,743万6,000円となっている。今回の補正予算は、平成27年度の給与改定にともなう補正を行うものである。
- ・歳入は、第4款繰入金、一般会計繰入金を、71万1,000円増額する。歳出については、第1款下水道総務費の第1項総務管理費第1目一般管理費を、給料、職員人件費、共済費負担金、負担金、補助及び交付金について71万1,000円増額するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第13号 平成27年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ643万7,000円を追加するもので、歳入歳出予算の総額を59億3,803万9,000円とする。
- ・主な歳入については、第6款 財産収入第1項財産運用収入につきましては、介護保険給付費支払基金利子などを11万6,000円増額する。第7款繰入金第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金を、632万1,000円増額する。
- ・歳出は、第1款総務費 第3項介護認定審査会費は、介護認定申請件数の増加に伴い、632万1,000円を増額する。第5款 基金積立金 第1項 基金積立金は、介護保険給付費支払基金積立事業などを11万6,000円増額する。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第14号 平成27年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【説明】

（薮塚健康づくり部長）

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億91万5,000円とするものである。
- ・歳入については、第2款 繰入金について、県と市の保険基盤安定負担金の確定により、80万円を減額する。
- ・歳出については 第2款 後期高齢者医療広域連合納付金について、同じく県と市の保険基盤安定負担金の確定に伴い、80万円を減額するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第15号 朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例

【説明】

（神田市長公室長）

- ・改正内容は、市長公室にオリンピック・パラリンピック施策の総合調整に関することを加え、市民環境部の防犯に関することを危機管理室の所管とするものである。この改正については、平成28年4月1日からの施行を考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・内容平成28年4月1日に改正行政不服審査法が施行されることにともない、新たな不服申立て制度に対応するため、市の条例中で不服申立ての手續を規定しているもの及び同法から引用している文言について、必要な改正を行うものである。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第17号 朝霞市地域福祉計画振興管理委員会条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容は、社会福祉法第107条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画を円滑かつ適切に実施し、地域福祉の充実を図るため、委員会の所掌事務を計画の進行管理から計画の推進に改めるとともに、委員を増員し、合わせて委員会の名称を変更するため一部の改正を行うものである。
- ・具体的には委員会の名称を現在の地域福祉計画進行管理委員会から地域福祉計画推進委員会へと変更する。また、委員の数を10人以内から15人以内とする。委員の構成は、文言の修正、及び追加としては、地域福祉に関する活動を行うもの、を追加する。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・委員の内訳は。

(三田部長)

- ・学識経験者2名、公募市民2名、福祉団体の代表者を増やし11名とする。

議案第18号 朝霞市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容は、平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消に関する法律が施行されることにともない、内閣府から障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施にかかる同協議会の設置、運営、の暫定指針が出され、朝霞市障害者自立支援協議会の中に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加し、所掌事務の追加、及び委員定数の増加、組織構成委員の追加をするため、必要な改正を行うものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第19号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・改正内容については、同法の施行にともない、引用条文の改正など、必要な改正を行うものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・内容については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行にともない、平成27年10月に地方公務員の共済年金が厚生年金保険に統一されたことから、条例中で引用する傷病補償年金等に係る給付調整の文言について、必要な改正を行うものである。また、地方公務員災害補償法施行令の一

部が改正されることにともない、必要な改正を行うものである。なお、経過法の施行にともなう改正については公布の日から、改正例の施行にともなう改正については平成28年4月1日からの施行を考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容は、生活保護面接相談員の報酬を、業務内容等を踏まえ、適切な水準にするために報酬日額を1万円から1万3,000円とするものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第22号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・去る平成27年8月6日に行われた人事院勧告に基づき、職員の勤勉手当の支給月数が引上げられることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、平成27年度は12月期を0.1か月分引き上げ、年間支給月数を4.2か月とし、平成28年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。また、依然として厳しい本市の財政状況等を考慮し、市長の給料月額を10%、副市長及び教育長の給料月額を5%減じる特例措置を、平成28年4月1日から平成29年3月16日までの間、実施するものである。これらの改正のうち、期末手当を0.1か月分引き上げる改正については公布の日から、平成28年度以降の期末手当に係る期別の配分及び給料月額の減額措置については、平成28年4月1日から施行したいと考

えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第23号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・去る平成27年8月6日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.4%、金額で1,453円引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を、平成27年度は12月期を0.1か月分引上げ、平成28年度以降は、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。また、地方公務員法が一部改正されたことにもない、職員の職務を給料表の級ごとに分類するための基準となる等級別基準職務表を新たに規定するものである。なお、これらの改正のうち、給料及び平成27年12月期の勤勉手当の支給月数については、公布の日から、平成28年度以降の勤勉手当の期別の配分と等級別基準職務表については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第24号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・地方税法等の一部を改正する法律の施行にともない、納税の猶予制度である徴収猶予及び換価の猶予について、これらの手続等を条例で規定するものである。また、市民税等の減免申請において、個人番号の記載を不要とするものである。これらの改正のうち、納税の猶予制度の規定については、平成28年4月1日から、個人番号の記載を不要とする改正については、公布の日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第25号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

【説明】

(澤田都市建設部長)

- ・改正内容については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正に伴い、既存住宅を増改築する際の長期優良住宅の認定等の申請に対する審査事務を新たに行うこととなるため、当該審査事務に係る申請手数料の額を定めるものである。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行にともない、新たに建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査事務を行うこととなるため、別表第2を新たに定め、当該審査事務に係る申請手数料の額を定めるものでごある。なお、手数料の額は埼玉県及び近隣3市と同額となる予定である。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第26号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

【説明】

(島村生涯学習部長)

- ・改正内容については、条文中第9条の免除を減免に改めることと、市長が特に認めることの中に使用料を100分の50減じることができる規程を設けるものである。具体的な内容については、朝霞市体育施設の使用料について体育協会加盟団体が主催する大会において、広く市民のスポーツ、レクリエーションの普及発展に貢献されていることから、使用料の一部を減額し、各団体の活動を支援するため、今回の改正を行うものである。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・免除を減免に改めるのはなぜか。

(島村生涯学習部長)

- ・現在、免除の規定しかない。100分の50という表現がない。

(富岡市長)

- ・減免に改めた場合、免除もできるのか。

(島村生涯学習部長)

- ・免除と減額のどちらにも対応できる。

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第27号 朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容については、子ども・子育て支援新制度の施行にともない、保育必要量の認定区分が規定されたことから、保育標準時間及び保育短時間の1日あたりの保育時間を定めるものである。
- ・保育標準時間は午前7時から午後6時、保育短時間は午前8時半から午後4時半、またこれまで要綱で定めていた、休日保育事業及び一時保育事業についても、地方自治法に規定される公の施設の使用料としての保育料に位置づけるため、必要な改正を行うものである。こちらの使用料については、3歳児未満は日額2,100円、3歳児以上は日額2,035円で、要綱での保育料と同額である。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第28号 朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容につきましては、低所得の世帯に対する経済的負担の軽減をさらに図るため、子ども医療費の支給制度において、これまで支給対象外であった、入院時食事療養標準負担額を、市の単独事業として、市町村民税が非課税又は条例の規定により免除されている世帯に対し支給するため、必要な改正を行うものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第29号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・内容は、低所得の世帯に対する経済的負担の軽減をさらに図るため、ひとり親家庭等の医療費の支給制度において、これまで支給対象外であった、入院時食事療養標準負担額を、市の単独事業として、市町村民税が非課税又は条例の規定により免除されている世帯に対し支給するため、必要な改正を行うものである。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第30号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・改正内容につきましては、低所得の世帯に対する経済的負担の軽減をさらに図るため、重度心身障害者の医療費の支給制度において、これまで支給対象外であった、入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を、市の単独事業として、市町村民税が非課税又は条例の規定により免除されている世帯に対し支給するため、必要な改正を行うものである。この改正については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第31号 あさか子どもプラン推進委員会条例を廃止する条例

【説明】

(三田福祉部長)

- ・内容については、あさか子どもプラン推進委員会において、あさか子どもプラン朝霞

市次世代育成支援行動計画の実施状況を把握し進捗管理を行ってきたが、平成26年度をもって計画期間が終了し、本年度に実施事業の評価が完了したことから、本条例を廃止するものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第32号 朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例を廃止する条例

【説明】

(神田市長公室長)

- ・内容について、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会より、平成27年11月をもって、基地跡地利用計画案が提言され、その役割を終えたことから、本条例を廃止するものである。本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第33号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例

【説明】

(内田市民環境部長)

- ・内容については、市営土地改良事業（農道舗装）において国及び県から補助を受けるために条例を制定したが、市営土地改良事業はすでに終了しており、また、今後も市営土地改良事業を行う見込みがないため、本条例を廃止するものである。本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第34号 朝霞市行政不服審査法施行条例

【説明】

(上野総務部長)

- ・内容については、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法の施行に必要な手続等を定めるとともに、審査請求に係る裁決をするに当たり、適法性等を調査審議する、朝霞市行政不服審査会を附属機関として設置する必要があるため、新たに制定するものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第35号 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例

【説明】

(澤田都市建設部長)

- ・昨年12月に国へ提出した朝霞市基地跡地利用計画の内容を踏まえ、平成22年に策定した朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を見直すに当たり、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものである。本条例については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・委員構成は。

(澤田都市建設部長)

- ・学識が3名、関係行政機関が1名、市が関係する団体から推薦されたものが6名、公募市民又は公募委員候補者名簿に登載されたものが5名となっている。

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第36号 朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

【説明】

(内田市民環境部長)

- ・本条例は、消費者安全法の一部が改正されたことにより、内閣府令で定める基準を参酌し、新たに消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について条例を制定するものである。平成28年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・消費生活相談を実施しているが、現在、週2、3回ではなかったか。

(内田市民環境部長)

- ・毎日、相談を実施している。

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第37号 朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例
(審議済みのため割愛)

議案第38号 市道路線の認定について

【説明】

(澤田都市建設部長)

- ・今回認定する路線は、開発行為にともなう2路線で、都市計画法第40条の規定により帰属された道路を認定するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第39号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて

【説明】

(内田監査員事務局長)

- ・市の公平委員会委員のうち、須崎勝茂氏の任期が平成28年5月21日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任する提案である。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

【説明】

(内田監査員事務局長)

- ・本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めるものである。
- ・市の固定資産評価審査委員会委員3名のうち、金井茂夫氏の任期が平成28年6月27日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任する提案である。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第41号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

【説明】

(上野総務部長)

- ・平成28年4月1日から同組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することにもない、同組合の規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提出するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【閉会】